

マンション管理適正化・再生推進事業（課題の解決に向けた事例の収集・分析等）を実施する者の公募についての公示

令和7年10月17日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、マンション管理適正化・再生推進事業を実施する者の公募について公示します。

1. 事業概要

（1）事業名

マンション管理適正化・再生推進事業（課題の解決に向けた事例の収集・分析等）

（2）事業目的

マンション管理適正化及び再生の推進のための取り組みに係る成功事例やノウハウの収集・分析等を通じ、全国のマンション及び地方公共団体における共通の課題の解決及び今後増大することが予想されている老朽化したマンションに係る課題の解決を図ること

（3）事業内容

マンション管理適正化及び再生の推進のための取り組みに係る成功事例やノウハウの収集・分析等を通じ、全国のマンション及び地方公共団体における共通の課題等の解決を図る事業

（4）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和7年11月上旬 ～ 令和8年3月19日

2. 補助事業対象者の要件

○形式審査

（1）補助対象の事業者

マンションの管理・再生に係る調査や分析等に関するノウハウを擁する等の組織体制を備えている以下の法人又は今まで上記と同様の活動を行い、今後以下の法人格を取得して活動することを予定している団体

- ・一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条に規定する一般社団法人又は一般財団法人、あるいは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条の認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人）
- ・NPO法人（特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人）
- ・民間事業者（株式会社、有限会社等）

※事業によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

※経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

○形式審査

(2) 補助事業の内容等

- ・ 1. (3) の支援の対象となる事業の要件を満たしていること。
- ・ 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 柴田

電 話 03-5253-8111（内線39914）

メール shibata-n277@mlit.go.jp

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年10月17日（金）から令和7年10月31日（金）まで

②場所 上記担当部局

③方法 募集要領の交付を希望する場合は、(1)の担当係まで事前に連絡を行い、手交又は電子メールにより交付します。

(3) 応募申請書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年10月31日（金）18時00分まで（必着）

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ応募書類1部を持参又は郵送にて提出。ただし、押印を省略した場合に限り、電子メールでの提出も可能とします。

※詳細は募集要領を確認してください。

4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった事業主体の中から、国土交通省が決定し、応募者に通知し国土交通省のホームページにて公表します。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとします。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。

(3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とします。

(4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で二次的な使用は行いません。

- (5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行う場合があります。
- (6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (7) 詳細は募集要領によります。